

【 経 済 産 業 省 】

- 1 未曾有の災害に見舞われた中小事業者の負担軽減を図り、事業再開への動きを加速化させるため、今回の災害に限定し制度化された「東日本大震災復興特別貸付」の貸し付け及び利子補給の条件の一層の緩和、償還期間、補給期間の長期化、延長を求めます。
- 2 製造業の復興は地域経済の復興及び雇用の確保に欠かすことができないものであり、また、被災者の生活を支える上で商業活動の再開を急ぐ必要があることから、自ら事業を再開できるよう工場再建や仮設店舗整備等に対する直接補助制度等新たな制度の創設を行うとともに、休業補償等の助成措置など、きめ細かい支援対策の実施を求めます。
- 3 被災地で再起を図る企業への相談・指導体制の強化に向け、経営指導員等職員の確保に向けて国による人件費の全額補助を行うとともに、被災地における商工会館の復旧建設は、被災地のまちづくり計画との整合を図るため次年度以降となることも予想されるので、継続して予算化されることを求めます。
- 4 被災地の復興あるいは、風評被害の払拭のため被災地域の商工会や商工会連合会が行う地場の観光資源、地元産品等を活用しての復興市・復興物産展（仮称）などの取り組みに対する財政的支援を求めます。
- 5 企業の事業再開を促進し、地域における雇用創出を支援するため、設備等の復旧に係る資金や、省エネルギー化対応設備の導入に係る資金への新たな助成制度の創設を行うとともに、貸付対象者が小規模企業者に限定されている小規模企業者等設備導入資金の貸付要件の拡大や県に対する助成割合のさらなる嵩上げ、貸付財源への追加助成を求めます。

- 6 被災地で直接災害の被害を受けた事業者だけではなく、間接的な被害を受けている中小企業も救済する観点から、経営セーフティ共済融資の融資限度額の引き上げやリース債権の減免など、新たな補助制度や金融・税制上の特別措置を講ずることを求めます。
- 7 今回の災害に限定した東日本大震災復興緊急保証の政府系金融機関並みの償還期間の長期化、保険料の引き下げ、無保証料化等の措置を行うとともに、信用保証協会の経営基盤の安定を図るため、利用期間の確保や補填率の100%への引き上げあるいは、取り崩し可能な新たな協会への基金造成などの総合的な支援を求めます。
- 8 制度融資に必要な原資預託や負担軽減のための利子補給、保証料の引き下げに伴う信用保証協会への県からの補助について、新たな財源を確保することが困難なことから、補助事業の継続実施に向けた財政支援を行うとともに、融資に係る支払期間の変更に伴い生ずる延長期間分の保証料の減免措置等を求めます。
- 9 地方公共団体が単独で整備した国際展示施設や地方公共団体及び地方公営企業に準じる第三セクターが単独で整備した輸入促進施設の災害復旧費に係る国庫補助制度がなく、災害復旧費に係る費用負担が極めて多額に上ることから、新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。
- 10 県民及び企業の重要な足となっている自動車が多数流出し、県民生活や企業活動に支障を来している状況にあることから、被災した自動車の買換えに対する税の優遇措置や購入経費等への財政的支援など、新たな支援制度の創設を求めます。
- 11 工業用水道施設の被害は壊滅的で、被災自治体の負担は極めて多額に上り、また、国庫補助制度対象外の設備の復旧も多額の費用が見込まれる状況であることから、国庫支出金交付率のさらなる嵩上げと対象範囲の拡大等柔軟な対応を求めます。

12 東京電力福島第一原子力発電所における原子力事故は、国全体に関わる極めて重大な問題であり、放射性物質の外部放出の阻止と早期解決に向けて、国の総力を結集し取り組むとともに事故原因等の検証・公表、県内市町村への放射線量測定機器の配布、環境放射線モニタリングと情報公開の強化など、県民の不安解消に向け、人的・財政支援を含む積極的な対策を国の責任において講ずるよう求めます。

13 原子力事故に伴う影響は東日本全域に拡大し、また、長期化が懸念され、子どもをはじめとする健康不安や世界的な風評被害、観光客の減少など多くの問題が発生していることから、健康診断の実施や校庭・プール等文教施設の除染、汚染された土などの汚染物の処理対策等に係る基準の明示を含めた対策を早期に国において示すとともに、風評被害に対する対策の積極的な実施や今後起こり得る被害等を長期的かつ広範に捉え、迅速かつ十分な規模での補償の実施など、総合的な対策の早期実施を求めます。